

福岡県公報

平成二十六年七月八日
第三千六百九号
増刊 ①

目次

教育委員会

○福岡県立学校事務職員等の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) …………… 一

正誤

○福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則 (平成二十六年福岡県人事委員会規則第十六号) 中正誤 …………… 二

教育委員会

福岡県立学校事務職員等の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年七月八日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第七号

福岡県立学校事務職員等の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立学校事務職員等の職の設置等に関する規則 (昭和四十一年福岡県教育委員会規則第六号) の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

参事	教育長の命を受け、学校事務に関する調査研究を行い、事務職員等に専門的な指導助言を行う。
事務長	校長を助け、事務を統括する。

2

前項の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

参事補佐	上司の命を受け、当該校の事務を分担処理するとともに、学校事務に関する企画、調査等の事務を処理する。
事務次長	上司の命を受け、事務を整理し、担任事務を処理する。
企画主査	上司の命を受け、担任事務を処理するとともに、学校事務に関する調査、計画立案等の事務を処理する。
事務主査	上司の命を受け、事務長又は事務次長を補佐し、事務を処理する。
技術主査	上司の命を受け、事務長又は事務次長を補佐し、技術を処理する。
主任主事	上司の命を受け、複雑な事務をつかさどる。
主任学校司書	上司の命を受け、学校図書館の複雑な事務をつかさどる。
主任技師	上司の命を受け、複雑な技術をつかさどる。
主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
学校司書	上司の命を受け、学校図書館の事務をつかさどる。
技師	上司の命を受け、技術をつかさどる。
主任技能員	上司の命に従い、高度な技能を要する労務に従事する。
技能員	上司の命に従い、労務に従事する。
船長	上司の命を受け、船舶の運行及び管理に関する事務を処理する。
機関長	上司の命を受け、船舶の機関に関する業務を処理する。
参事補佐	上司の命を受け、船舶に関する業務のうち指定されたものを処理するとともに、船長又は機関長が乗船しないときは、その職務を代理する。
通信長	上司の命を受け、通信長の業務を処理する。
一等航海士	上司の命を受け、一等航海士の業務を処理する。
一等機関士	上司の命を受け、一等機関士の業務を処理する。
企画主査	上司の命を受け、船舶に関する業務に関し、船長、機関長又は参事補佐を補佐し、通信長、一等航海士又は一等機関士が乗船しないときは、その職務を代理する。
技術主査	上司の命を受け、専門的事項に関する技術を処理する。
主任技師	上司の命を受け、複雑な技術をつかさどる。

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕 〒812-0041 福岡市博多区吉塚八丁目2番15号 株式会社西日本新聞印刷 (電話 092-611-4431)

26 ・ 6 ・ 27	発 行 年 月 日
3606 増刊②	公 報 番 号
人 事 委 員 会 規 則	種 類
16	同 上 番 号
27	ペ ー ジ
	上 欄
○	下
13	行
追 加	備 考
第 三 条 の 三 第 二 項 第 一 号 中	正
第 三 条 の 三 第 一 号 中	誤

正
誤

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

漁 ろ う 長	技 師
上 司 の 命 を 受 け、 漁 ろ う に 関 す る 業 務 を 処 理 す る。	上 司 の 命 を 受 け、 技 術 を つ か さ じ る。